

国立高度専門医療研究センター第3期中長期目標案の概要について

本資料の性格と見方について

- ・本資料は、第3期中長期目標案の項目毎にポイントとなる部分を抜粋（一部、要約）したものです。
- ・実線で囲っている部分は6NC共通で記載する内容、破線で囲っている内容は各NC個別に記載する内容を表しています。
- ・**文書中の朱書き下線部分**は、次期中長期目標で新たに位置付ける内容を表しています。

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割等

1 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置づけ（一覧 P. 1～）

（6NC共通）

国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）及び厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標、施策目標を踏まえ、研究開発の推進・政策医療を向上・均てん化させることとされている。

2 法人の役割（ミッション）（一覧 P. 2～）

（6NC共通）

NCは、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条各項及び、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項の規定に基づき、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保すること、NCが担う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。

このうち、研究開発及び医療の提供については、

- ・ 高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等
- ・ 学会等（国際のみ：学会、**国際機関**等）が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び**医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立**に資するような研究開発
- ・ 中長期に渡って継続的に実施する必要があるコホート研究**等の研究基盤の整備とNCをはじめとする研究機関間のデータシェアリング**に重点的に取り組むものとする。

3 法人の現状及び課題（一覧 P. 3～）

（国立がん研究センター）

がん患者の生存率は向上しているものの、がん疾患全体の本態解明には至っておらず、希少がんや難治がん、小児がんやAYA世代、高齢者のがん医療の提供に当たり、有効な診断・治療法が開発されていないこと。

（国立循環器病研究センター）

予防医療による発症の遅延化（患者数の減少）や症状の軽減化、加えて循環器病領域においても遺伝性の関与を示す疾患が存在することから、その原因遺伝子の同定や適切な治療法などといった患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズも十分に意識した研究開発の推進が期待されること。

（国立精神・神経医療研究センター）

国民の5人に1人が何らかの脳あるいはこころの問題を抱えており、介護者を含め世界的にも社会全体の大きな問題となっていること。また、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）代表機関として、難病やゲノム医療の一層の研究発展を図っていく必要があること。

（国立国際医療研究センター）

今般のCOVID-19のほか、多様な新興・再興感染症による健康危機に備え、感染症危機対応のための体制と人材育成を強化に加え、臨床、国民啓発、政府政策支援、国際協力など幅広い領域で主導的な役割を果たしていく必要があること。

（国立成育医療研究センター）

成育に係る疾患については、新たに原因不明の疾患が判明するなど本態解明には至っていないため、国際共同研究、ゲノム情報を活用した研究・治療など、疾患原因の解析や診断法、治療法の研究開発の推進が期待されること。

（国立長寿医療研究センター）

フレイル（加齢や慢性疾患による生活機能低下）の予防及び介入などにより、要介護の大きな要因である運動器障害などの認知症の要因を減らすこと。医療・介護の現場や生活の場で活用する介護ロボットの開発について、現場のニーズを踏まえつつ社会実装を目指すこと。

（6NC共通）

また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、NC共通の課題として、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図ること、ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要である。

4 法人を取り巻く環境の変化（一覧 P. 6～）

（6NC共通）

我が国は世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつあり、「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）においては、健康寿命を延ばし、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。

加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。

5 国の政策・施策・事務事業との関係（一覧 P. 8～）

（6NC共通）

NCは、「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

また、各センターが担う疾患については、当該疾患に関連する法令や政策等を踏まえ、各センターにおいて研究開発の推進や医療の提供等に努めるものとする。

第2 中長期目標の期間（一覧 P. 8～）

（6NC共通）

NCの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの6年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究・開発に関する事項

（1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（一覧 P. 9～）

① 重点的な研究・開発（一覧 P. 10～）／② 戦略的な研究・開発（一覧 P. 12～）

（6NC共通）

各センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。

また、First in human（ヒトに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。各センターでは特に、次に掲げる内容について重点的な研究開発に取り組むものとする。

(国立がん研究センター)

- ・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するためのグローバルスタンダードになり得る診断・治療法の研究開発
- ・ 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発
- ・ 全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究
- ・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究

(国立循環器病研究センター)

- ・ 循環器病患者の救命と生涯にわたる予後改善のために不可欠となる革新的な医療機器の開発
- ・ 病態や発症機序未解明・治療法未解明疾患に対しての新たな分子・遺伝学的解析法による病態解明と治療法の開発
- ・ 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発
- ・ 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究
- ・ 住民コホート及び疾患コホートの連結によるシームレスライフステージコホートの解析並びに診療実態の把握及びコホート研究結果に基づく AI による未来予測・予知医療の具現化

(国立精神・神経医療研究センター)

- ・ 筋ジストロフィーの人工核酸医薬品等を用いた治療薬の研究開発・応用
- ・ 多発性硬化症、視神経脊髄炎、プリオン病及び難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬開発、標準治療法の確立に向けての研究
- ・ 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発
- ・ バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、認知症、脊髄小脳変性症、統合失調症、うつ病、発達障害、物質依存症・嗜癖行動等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発
- ・ 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンス（証拠、根拠）に基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究
- ・ 精神保健医療福祉政策に資する、精神・神経疾患等に関する正しい理解と社会参加の促進方策、地域生活を支えるサービス等を提供できる体制づくり等に関する研究
- ・ 小児の精神・神経発達、恐怖記憶形成に関する NMDA 受容体等の分子生物学的研究に基づいた発達障害、統合失調症、PTSD などの病態解明と治療に向けた研究
- ・ 摂食障害、物質依存症・嗜癖行動、PTSD、児童期虐待等の、社会的影響の大きい重度ストレス疾患の、ゲノム、脳画像的基盤の解明と治療開発、社会支援制度に向けた研究

(国立国際医療研究センター)

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、薬剤耐性菌に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 総合病院機能を基盤とした HIV 感染症、肝炎をはじめとする肝疾患（以下「肝疾患」という。）、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取組の推進
- ・ 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝疾患、免疫疾患等のレジストリやバイオバンクを充実させ、ゲノムの解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 高齢化等に伴う HIV 感染症、肝疾患、糖尿病等の疫学変化等の病態変容解明のためのコホート研究
- ・ 国際的視点に基づく保健医療に関する研究開発

(国立成育医療研究センター)

- ・ 免疫不全症や小児がんをはじめとする難治性疾患に対する遺伝子治療等の先進的治療に関する研究開発
- ・ 小児難病等に対する再生医療の研究開発
- ・ 食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発
- ・ 小児が服用しやすい薬剤、小児慢性特定疾患に対する治療法及び小児肺高血圧、小児多動症等の研究開発
- ・ 早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究
- ・ 不妊症・不育症に対する研究開発
- ・ 子どもや青年を生物・心理・社会的（biopsychosocial）に捉える新たな研究とその社会実装

(国立長寿医療研究センター)

- ・ 認知症の先制治療薬、ゲノム解析情報からのドラッグ・リポジショニング、早期診断技術の開発や予防方法の確立等の研究開発及び予防策の社会実装
- ・ フレイル（虚弱）・ロコモ（運動器症候群）などの老年病に関する診断・予防・治療ケア等のための基礎・臨床・疫学・ゲノム・工学研究
- ・ 高齢者感覚器疾患における再生医療の推進
- ・ 2025 年問題を見据えた在宅医療やエンドオブライフケア、認知症者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発・政策提言
- ・ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホートの構築とそれを活用した研究の実施・統合
- ・ 前臨床から軽度認知症（MCI）も含む認知症疾患レジストリなどのデータ基盤の構築とレジストリを活用した治験と臨床研究の進展

③ NC間の疾患横断領域における連携推進 (一覧 P. 12~)

(6NC共通)

NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部(JH)においては、NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

【参考】「独立行政法人の中(長)期目標の策定について」

(令和2年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定)

(留意事項)

本年4月に発足した「国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部(JH)」については、その具体的な取組内容や評価軸等をNC6法人共通的に目標に盛り込むなど、研究開発成果の最大化の観点から定期的に活動状況の評価を行い、適切にPDCAサイクルを回していけるようにしてはどうか。

(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 (一覧 P. 13~)

(6NC共通)

NCは各センターが担う疾患に関する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応していく必要がある。そのため、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集や、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。

以上を踏まえ、各センターでは具体的に、次に掲げる内容について研究開発に取り組むものとする。

(国立がん研究センター)

- ・ メディカルゲノム解析センターの機能の充実と人材育成、バイオバンク、データベース、共同利用施設（コアファシリティ）の充実、研究管理・研究支援の充実、産官学の連携・ネットワークの充実、臨床導入への出口を見据えた次世代医療開発の推進及び人材育成、倫理性・透明性の確保、知的財産の管理及び活用、国際連携の強化・国際貢献、医療分野の ICT の研究及び活用、診療ガイドラインの作成・改訂に資する研究開発及び普及により、研究・開発を推進する。
- ・ 臨床研究中核病院として ARO (Academic Research Organization) 機能を強化し、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う。

(国立循環器病研究センター)

- ・ 創薬オミックス解析センターの機能整備と、臨床研究の基盤整備、循環器病対策基本法に基づく専門的な循環器病に係る医療提供体制の整備や循環器病に係る診療情報の収集及び提供を行う体制整備等への積極的な貢献、遠隔診断・在宅時の診断と治療、リモート医療システム構築のための高速かつ安全な情報通信システム及びロボット化の研究、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、知的財産の活用、研究倫理体制の整備・強化と推進、研究支援の強化により、研究・開発を推進するとともに、研究成果の社会導入のための共同研究及び知財戦略と情報発信と人的交流の基盤構築を目指す。
- ・ ARO (Academic Research Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。

(国立精神・神経医療研究センター)

- ・ 精神・神経疾患を有する人々の社会復帰のための支援と、地域での生活に即した治療・ケアの開発、研究所と病院等、センター内の連携強化、メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実、人材育成、精神・神経疾患、筋疾患、認知症性疾患、発達障害等のレジストリ、コホート及びバイオリソースの整備・充実、バイオバンクの充実等による研究基盤の整備・強化、産学官等との連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、臨床研究機能の強化、倫理性・透明性の確保により、研究・開発を推進する。
- ・ ARO (Academic Research Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。

(国立国際医療研究センター)

- ・ 令和2年のCOVID-19パンデミックの経験から、新興感染症発生時への備えとして臨床情報、感染者検体を収集したバイオバンク・データセンターを整備・運営し、国内の研究開発を支援する体制を整備する。国際共同臨床研究・治験ネットワークの拡充と、日本初シーズの国際展開を加速させる。産官学の連携強化を行い、アカデミア発シーズ等の速やかな実用化を支援する体制を強化する。

- ・ ARO (Academic Research Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。

(国立成育医療研究センター)

- ・ メディカルゲノムセンター (MGC) の機能の充実とバイオバンクの充実、全ゲノム解析、小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進、センター内の連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の整備、企業等との連携の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、倫理性・透明性の確保、競争的資金を財源とする研究開発、医療分野の ICT の活用、First in Human/ First in Child (ヒト/ 子どもに初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制の強化により、研究・開発を推進する。
- ・ ARO (Academic Research Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。
- ・ 小児・周産期領域における治験・臨床研究の拠点として成育医療の体制構築や均てん化により成育基本法に関連する良質かつ適切な成育医療の提供に貢献する。

(国立長寿医療研究センター)

- ・ 長寿医療に関する研究開発拠点としての開発力の強化、産学官連携による長寿工学研究の推進、高齢者のためのロボットの開発普及のための拠点の整備、バイオバンクを活用した認知症のゲノム医療推進基盤の充実、メディカルゲノムセンター (MGC) の機能の充実とバイオバンクの充実、介護予防・重症化防止のための研究開発、高齢者特有の疾患に対する効果的な治療・介護手法等、支える医療の確立、治験・臨床研究推進体制の強化、適正な研究活動の遵守のための措置、知的財産の管理強化及び活用推進、医療機器の開発の推進、国際連携の強化、診療ガイドラインの作成・普及により、研究・開発を推進する。

2 医療の提供に関する事項

- (1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供 (一覧 P. 17~)

(6 NC 共通)

NC は研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。

- (2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 (一覧 P. 19~)

(6 NC 共通)

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。

また、これに加え、AI や ICT を活用した医療の提供、NC をはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。

(国立がん研究センター)

- ・ 希少がん、小児・AYA 世代のがんや難治がんなどに対して関係医療機関と連携し、質の高い医療や患者個人に最適な治療の提供を推進する。
- ・ 患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がんと診断された時から緩和ケアの提供を行う。

(国立循環器病研究センター)

- ・ ロボット支援心臓手術、ハイブリッド心臓・脳血管手術、経カテーテル手術の先駆的な取組を推進する。
- ・ 急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目のない適切な医療の提供を目指し、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。

(国立精神・神経医療研究センター)

- ・ 薬物療法など既存の治療法が効かない双極性障害の患者のために、新たな治療方法として、先進医療制度を活用した反復経頭蓋磁気刺激装置 (TMS) を用いた治療の標準化を目指す。
- ・ 医療観察法対象者に対して、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行う。
- ・ 重症心身障害児(者)に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行う。

(国立国際医療研究センター)

- ・ 感染症その他の疾患の症例集積にも資するよう総合病院機能を充実させ、質の高い救急医療を提供するとともに特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実にを行う。
- ・ HIV 感染症の診療については、引き続きエイズ治療・研究開発センター (ACC) において、最新の高度な診療を提供する。

(国立成育医療研究センター)

- ・ 周産期・小児医療においては、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の難病・希少疾患や広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供や、慢性期における在宅医療との連携の推進を行う。
- ・ 合併妊娠症への対応の充実、生殖補助医療の拡充、出生前診断・支援、胎児治療の推進、先天性疾患治療の充実等に取り組む。

(国立長寿医療研究センター)

- ・ 認知症とフレイルが最も重要な病態であることから、それらに対する治療及び予防策の提供について重点的に推進する。
- ・ 高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供する。

3 人材育成に関する事項 (一覧 P. 21~)

(6NC共通)

人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努める。

また、企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。

4 医療政策の推進等に関する事項

(1) 国の政策提言に関する事項 (一覧 P. 22~)

(6NC共通)

研究、医療の均てん化及び NCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行う。

(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項 (一覧 P. 22~)

(6NC共通)

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、正しい情報が国民に利用されるようにホームページを活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。

(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応 (一覧 P. 23~)

(6NC共通)

公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(4) グローバルヘルスに貢献する国際協力 (注: NCGMのみ) (一覧 P. 24~)

「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)が掲げる健康・医療に関する国際展開の促進を踏まえ、経験や人材に乏しい新興国・途上国等に対し、保健医療サービスの提供、公的医療保険制度の構築支援等を実施していく必要がある。

具体的には、アジア等における臨床試験ネットワークを形成し、国際的な人材育成、EBM、医療技術展開などに取り組む。また、新興・再興感染症など国際的な公衆衛生上の危機対応に国際機関と連携・共同して取り組む。

(5) 看護に関する教育及び研究 (注: NCGMのみ) (一覧 P. 26~)

国立看護大学校においては、NCの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理、技術の教授、研究及び研修を行う。その際、NCとの連携をさらに進めるとともに、NCのニーズに対応した人材育成を行う。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営に関する事項 (一覧 P. 26~)

(6NC共通)

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行う。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進する。

2 電子化の推進 (一覧 P. 27~)

(6NC共通)

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図る。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の増加に関する事項（一覧 P. 28～）

（6NC共通）

NCは、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図る。

引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。

2 資産及び負債の管理に関する事項（一覧 P. 28～）

（6NC共通）

センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努める。特に次のセンターについては、財政状況・長期借入金の実績を踏まえて次のとおり目標を課す。

（国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター）

中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、繰越欠損金の具体的な削減目標を設定する。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。

（国立循環器病研究センター、国立長寿医療研究センター）

第二中長期目標期間における建替整備に伴い多額の長期借入が生じているため、借入金の償還を確実にを行うとともに、資金不足にならないよう経営改善に係る取組を進める。

第6 その他業務運営に関する事項

1 法令順守等内部統制の適切な構築（一覧 P. 29～）

（6NC共通）

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

また、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

2 人事の最適化（一覧 P. 30～）

（6NC共通）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。また、NC 間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。

法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条の規定に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

3 その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）

（1）施設・設備整備に関する事項（一覧 P. 31～）

（6NC共通）

施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努める。

（2）情報セキュリティ対策に関する事項（一覧 P. 31～）

（6NC共通）

政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

3 エイズ裁判の和解に基づく対応に関する事項（注：NCGMのみ）

（一覧 P. 30～）

エイズ治療・研究開発センターは、エイズ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、HIV 感染症に関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行う。

また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号）に基づき、HIV 感染症に係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域における HIV 感染症医療水準の向上を図る。